

○農林水産省、厚生労働省、告示第二号

環境省、経済産業省、告示第二号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生
省、令第一号）第四号第五号及び別表第一
の七の項の規定に基づき、平成十九年九月七日

農林水産省、告示第三号（容器包装に
係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
施行規則第四号第五号及び別表第一の七の項の規
定に基づく主務大臣が定める商品を定める件）の
一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日
から適用する。
平成二十八年三月十五日
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号
とし、第三号を第四号とし、同項第二号中（昭和
二十八年法律第六号）を削り、「酒税法第三号第二
号」を「同条第二号」に改め、同号を同項第三号
とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 アルコール発酵調味料（次のいずれかに該
当するものであって、酒類（酒税法（昭和二
十八年法律第六号）第二条第一項に規定する
酒類をいう。口において同じ。）として飲用す
ることができない処置を施したものをいう。）
イ 米、米麴又は果実（果実を乾燥させ若し
くは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含
む。）の発酵の工程を経て生産されたもの
ロ イに掲げるものに砂糖類、酒類、アルコー
ル（アルコール事業法（平成十二年法律第
三十六号）第二条第一項に規定するアル
コールをいう）、酸味料又は果汁その他の
調味料を加えて生産されたもの
第二項中「充てんした」を「充填した」に改め
る。

○農林水産省告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十八年三月十五日
農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 長崎県雲仙市吾妻町木場
名字岩戸一二五の一八、一二五の二二、字
上小庄津一二二七の一、吾妻町田之平名字吾妻
一九二九の二（次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に
備え置いて縦覧に供する。）
○農林水産省告示第七百七十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十八年三月十五日
農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 長崎県南島原市口之津町
丁字宮ノ脇三八二六の一・三八二七の三（以上
二筆について次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を長崎県庁及び南島原市役所
に備え置いて縦覧に供する。）

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を長崎県庁及び南島原市役所
に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十八年三月十五日
農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 群馬県甘楽郡下仁田町大
字川井字拳飯り三三七の一、三三七の三、三三
九、三四六、三四七、大字西野牧字上長原五七
二四の一、五七二五、字五郎戸五七九三、南牧
村大字大塩沢字上ノ原五七七の一、五七九、甲
五八〇、乙五八〇、丙五八〇、丁五八〇、戊五
八〇、乙五八一、字出入甲五八二、乙五八二、
五八三から五八五まで、甲五九九、乙五九九、
六〇〇から六〇二まで、甲六〇三、乙六〇三、
六〇四、字田ノ尻四五三の一、利根郡片品村大
字幡谷字十二沢七九〇の三
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 立木の伐採については、主伐は、択伐によ
る。
1 次森林については、主伐は、択伐によ
る。
字拳飯り三三七の一、三三七の三、三三
九、三四六、三四七、字上長原五七二四の
一、五七二五、字五郎戸五七九三、字上ノ
原五七七の一、五七九、甲五八〇、乙五八
〇、丙五八〇、丁五八〇、戊五八〇、乙五
八一、字出入甲五八二、乙五八二、五八三
から五八五まで、甲五九九、乙五九九、六
〇〇から六〇二まで、甲六〇三、乙六〇三、
六〇四、字田ノ尻四五三の一
2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を群馬県庁及び南島原市役所
に備え置いて縦覧に供する。）

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場
に備え置いて縦覧に供する。）
○農林水産省告示第七百七十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十八年三月十五日
農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町
大字鞍岡字松ノ平四六八二のイの一、四六八二
のイの二、四六八二のハの一、四六八二のハの
二、四六八二のロの一、四六八二のロの二
二 指定の目的 水源の涵養

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場
に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十八年三月十五日
農林水産大臣 森山 裕

一 保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡日之影町
大字見立字流谷三二九三の一、字平戸山三三〇
二の二
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 立木の伐採については、主伐は、択伐によ
る。
字流谷三二九三の一、字平戸山三三〇二
の二（以上二筆について次の図に示す部分
に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐
採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場
に備え置いて縦覧に供する。）

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場
に備え置いて縦覧に供する。）

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場
に備え置いて縦覧に供する。）

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場
に備え置いて縦覧に供する。）